2022年 4月

御社の組織活力・生産性UPを促進する

あおば新聞

No202

〒364-0035　埼玉県北本市西高尾６－６－１　e-mail：mado@aobaroumuoffice.com
TEL：048-592-0475　FAX：048-592-0590
編集長：栗原　翼　局長：田島 智　社主：阿久津 渉

社会保険労務士法人
あおば労務経営事務所

■ 令和４年４月１日以降のキャリアアップ助成金が大きく変わります。■

取り組みやすさから人気のある助成金の１つですが、令和４年に大きな変更があります。
特に正社員化コースは、４月と10月の２度の変更があり、申請を予定されている事業所様は、これまで同様の取り組みでは受給ができない可能性があり注意が必要です。正社員化コースの変更点については、記事の後半で詳しくお伝えします。

« 廃 止 »

■有期雇用労働者から無期雇用労働者への転換の助成廃止
（正社員化コース）
■加算措置廃止
（賃金規定等共通化コース）
■選択的適用拡大導入時処遇改善コース
（令和４年９月30日廃止）

« 変 更 »

■正社員、非正規雇用労働者の定義変更
（正社員化コース・障害者正社員化コース）
！要確認！
■加算措置追加
（正社員化コース）
■支給要件の変更
（賞与・退職金制度導入コース　※旧諸手当制度共通化コース）

⇩ 正社員化コースにかかわる変更点 ⇩

（１）転換日が令和４年４月１日以降は、**正社員への転換のみが助成の対象**になります

変更前
有期→正規：１人あたり57万円
有期→無期：１人あたり28万５千円（廃止）
無期→正規：１人あたり28万５千円

変更後
有期→正規：１人あたり57万円
無期→正規：１人あたり28万５千円

（２）転換日が令和４年10月１日以降は、**正社員と非正規雇用者のこれまでよりも明確な線引き**が求められ、就業規則の改定が必要になるケースが想定されます。（例）契約社員と正社員とで異なる賃金規定(基本給の金額差や昇給幅の違い)にするなど。

正社員の定義

現在	同一の事業所内の正社員に適用される就業規則が適用されている労働者
改正後	同一の事業所内の正社員に適用される就業規則が適用されている労働者 **ただし、「賞与または退職金の制度」かつ「昇給」が適用されている者に限る**

非正規雇用労働者の定義

現在	６か月以上雇用している有期または無期雇用労働者
改正後	**賃金の額または計算方法が「正社員と異なる雇用区分の就業規則等」の適用**を６か月以上受けて雇用している有期または無期雇用労働者

まだ詳細は公開されていないため、具体的にどのように取り組めばよいのかについては現時点ではわからない点が多くあります。
活用してみたい！流れを知りたい等ございましたら、あおば事務所までお気軽にご連絡ください。

人事制度の構築はあおば事務所にお任せください！

・○百万もかけて人事制度を作ったが今はまったく使っていない。
（制度が複雑すぎて運用できない・・・）
・労働者ばかりが保護され優遇される就業ルールになっている。
（会社を守るためのルールも欲しい・・・）
・年功序列の報酬テーブルになっている。
（できる社員にもっと多くの報酬を支払いたい・・・）
・評価をする側される側が評価自体を面倒に感じている。
（評価の結果をキャリアアップに繋げたい・・・）
・社員が増えて感覚だけで給与を決めるのはもう限界。
（鉛筆舐めながら考えるのはそろそろダメかも・・・）
・そろそろ代替わりを考えているが制度化されていない。
（事業承継のために制度化しておきたい・・・）

複雑すぎず実際に使える制度の構築を あおば事務所が寄り添ってお手伝いします！

１．法律を守りながら会社のルールを明文化し労使紛争リスクを回避する（就業制度）
期間３ヵ月～　／　費用30万円～
成果物：就業規則／給与規程／育児・介護休業等に関する規程／個人情報取扱規程
※その他ご希望の規程があれば作成いたします。
２．期待する役割と責任に応じて報酬を支払う（報酬制度）
期間３ヵ月～　／　費用30万円～
成果物：基本給表／諸手当表／職務分掌表／モデル報酬テーブル
３．公平待遇・業務改善・人材育成など社員のレベルアップの為の指標（評価制度）
期間３ヵ月～　／　費用30万円～
成果物：行動基準書／評価シート（コミュニケーションシート）／評価ウエイト表／昇降給基準表

これまで人事制度など作ったことがない、人事制度はあるが見直したい、または作り直したい。
→ ご希望に応じてご提案（無料）させていただきます！
まずは現状をお聞かせください！　お気軽にあおば事務所にご相談ください！

■ お知らせ ■

■ 今後**会社が負担することになる雇用保険料率が２段階で引上げ**となります。
従業員の方から徴収する保険料率が変更になるのは10月以降となりますので、その際は再度ご連絡します。

（単位 ： ％）

一般の事業			負担者	建設業		
～3月	4月～9月	10月～		～3月	4月～9月	10月～
0.3	0.3	0.5	労働者	0.4	0.4	0.6
0.6	0.65	0.85	事業主	0.8	0.85	1.05
0.9	0.95	1.35	全　体	1.2	1.25	1.65

■ あおば新聞（令和４年３月号）でご案内した、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の特例措置について、同年６月末までの継続が正式発表されました。各種助成金・給付金の申請については、あおば事務所までお問合せください。

■ あおばの研修（組織力アップ、定着向上の為の本質論です）■

組織の活力アップにお客様よりご好評をいただいている、あおば事務所のセミナーをご案内させていただきます！

★組織活力アップ研修　全ての根本がここに！　基本は全４回、期間は約３ヶ月
★問題解決プログラム　困難を打ち破り問題を解決していく力を養います！
★経営幹部、管理職研修　管理職に必要な意識と心得をお伝えします。
★チームビルディング　実務を離れてこの研修を受けてみるとみんなの意外な一面を発見するかも？
★超採用面接術　他

組織活力が特にオススメ！

実施時間・内容はご相談に応じますので、お気軽にあおば事務所までお問い合わせください。